

第 16 章 監督処分

(法第20条、第39条)

(監督処分) ※宅造区域

法第20条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第12条第1項若しくは第16条第1項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者（第4項から第6項までにおいて「工事主等」という。）に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置（以下この条において「災害防止措置」という。）をとることを命ずることができる。

一 第12条第1項又は第16条第1項の規定に違反して第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けないで施行する工事

二 第12条第3項（第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反する工事

三 第13条第1項の規定に適合していない工事

四 第18条第1項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事

3 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主（第5項第1号及び第2号並びに第6項において「土地所有者等」という。）に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。

一 第12条第1項又は第16条第1項の規定に違反して第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けないで宅地造成等に関する工事が施行された土地

二 第17条第1項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第13条第1項の規定に適合していないと認められた土地

三 第17条第4項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地

四 第18条第1項の規定に違反して同項の検査を申請しないで宅地造成又は特定盛土等に関する工事が施行された土地

4 都道府県知事は、第2項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、

当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第2号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないときは自ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確認することができないとき。

三 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

6 都道府県知事は、前項の規定により同項の災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害防止措置に要した費用について、主務省令で定めるところにより、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができる。

7 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。

（監督処分）※特盛区域

法第39条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第30条第1項若しくは第35条第1項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者（第4項から第6項までにおいて「工事主等」という。）に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他特定盛土等若しくは土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置（以下この条において「災害防止措置」という。）をとることを命ずることができる。

一 第30条第1項又は第35条第1項の規定に違反して第30条第1項又は第35条第1項の許可を受けないで施行する工事

二 第30条第3項（第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反する工事

三 第31条第1項の規定に適合していない工事

四 第37条第1項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事

3 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の

所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主（第5項第1号及び第2号並びに第6項において「土地所有者等」という。）に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。

一 第30条第1項又は第35条第1項の規定に違反して第30条第1項又は第35条第1項の許可を受けずに特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行された土地

二 第36条第1項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第31条第1項の規定に適合していないと認められた土地

三 第36条第4項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地

四 第37条第1項の規定に違反して同項の検査を申請しないで特定盛土等に関する工事が施行された土地

4 都道府県知事は、第2項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わず、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第2号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないときは自ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確知することができないとき。

三 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

6 都道府県知事は、前項の規定により同項の災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害防止措置に要した費用について、主務省令で定めるところにより、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができる。

7 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。

(災害防止措置に係る費用負担) ※宅造区域

省令第51条 都道府県知事は、法第20条第6項（法第23条第3項及び第47条第3項において準用する場合を含む。）の規定により当該災害防止措置に要した費用を負担させようとするときは、当該工事主等又は土地所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

(災害防止措置に係る費用負担) ※特盛区域

省令第81条 都道府県知事は、法第39条第6項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定により当該災害防止措置に要した費用を負担させようとするときは、当該工事主等又は土地所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

〈解説〉

1 監督処分概要等

(1) 監督処分の概要

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内において行われている工事について、許可制度上の違反がある場合（無許可、許可基準違反、その許可に付した条件に違反等）には、監督処分（許可取消処分、工事施行停止命令、災害防止措置命令等）を行うことができます。

監督処分は、不法盛土等を是正し、盛土等に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止又はその被害を最小限に食い止めるために許可権者に認められた権限です。

(2) 不法盛土等の類型ごとの発出可能な監督処分と命令可能な相手方

不法盛土等の類型ごとの発出可能な監督処分と命令可能な相手方は以下の表のとおりです。

技術的助言第4の8

不法・危険盛土等への対処
方策ガイドライン(p. 3-41)

表1-16-1 監督処分と命令可能な相手方

盛土等の類型	不法盛土等						命令の相手方
	無許可工事	虚偽申請	許可条件違反	技術的基準違反	検査等未受検	土石の除却未完了	
定義	許可を受けないで工事を施行	偽りその他の不正な手段により許可取得	許可に付した条件に違反	技術的基準に不適合	中間検査や完了検査、完了確認を未受検	完了確認で土石の除却が未完了	
工事中、工事施行後の条件無し							
許可取消処分 (法第20(第39条)第1項)		○	○				工事主 (許可を受けた者/条件に違反した者)

盛土等の類型	不法盛土等						命令の相手方
	無許可工事	虚偽申請	許可条件違反	技術的基準違反	検査等未受検	土石の除却未完了	
定義	許可を受けないで工事を施行	偽りその他の不正な手段により許可取得	許可に付した条件に違反	技術的基準に不適合	中間検査や完了検査、完了確認を未受検	完了確認で土石の除却が未完了	
工事中の場合							
工事施行停止命令/災害防止措置命令 (法第20(第39条)第2項)	○		○	○	○ (中間検査未受検)		工事主/工事請負人/現場管理者
緊急の工事施行停止命令 (法第20(第39条)第4項)	○		○	○	○ (中間検査未受検)		工事主/工事請負人/現場管理者/工事に従事する者
工事施行後の場合							
土地使用制限・禁止命令/災害防止措置命令 (法第20(39条)第3項)	○			○	○	○	土地の所有者・管理者・占有者/工事主

2 許可の取消処分（法第20条第1項、第39条第1項）

(1) 要件

① 偽りその他不正な手段により許可を受けたこと

偽りその他不正な手段とは、許可申請時の申告内容を偽るなど、偽りその他不正な手段を用いて盛土等に関する工事又は工事の計画変更の許可を受けることです。

例えば、土地の形状、勾配、土質等を偽り、災害の防止上必要な措置を軽減した設計図書を提出して県知事の許可を受けた場合、政令で定める資格を有しない者の設計であるにもかかわらず、資格を有する者の名を詐称して許可を受けたような場合、工事を行うために必要な資力及び信用を詐称した場合、工事を完成するために必要な能力を詐称した場合、又は土地所有者等の同意書を詐称した場合等です。

② 許可に付した条件に違反したこと

工事の施行に伴う災害を防止するために、県知事が許可に付した条件に違反することです。

(2) 命令可能な相手方

① 偽りその他不正な手段により許可を受けた者（工事主）

② 許可に付した条件に違反した者（工事主）

3 工事施行停止命令・災害防止措置命令（法第20条第2項各号、第39条第2項各号）

(1) 要件

規制区域内において行われている盛土等に関する工事で、次のいずれかの工事に該当すること

- ① 無許可工事（第1号）
許可を受けないで施行する工事
- ② 許可に付した条件に違反する工事（第2号）
工事の施行に伴う災害を防止するために県知事が許可に付した条件に違反する工事のこと
- ③ 技術的基準の規定に適合していない工事（第3号）
盛土等に関する工事において、技術的基準に従い、擁壁等の設置その他盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置が講じられていない工事
- ④ 中間検査を申請しないで施行する工事（第4号）

(2) 命令可能な相手方

- ① 当該工事主
- ② 当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）
- ③ 現場管理者

4 土地使用禁止命令・土地使用制限命令・災害防止措置命令（法第20条第3項各号、第39条第3項各号）

(1) 要件

規制区域内の土地で、次のいずれかの土地に該当すること

- ① 無許可で盛土等に関する工事が施行された土地（第1号）
盛土等に関する工事又は工事の計画の変更の許可を受け
ないで工事が施行された土地
- ② 完了検査を申請しない又は完了検査の結果土地の形質変
更に関する工事が技術的基準の規定に適合していないと認
められた土地（第2号）
- ③ 土石の除却に関する完了確認を申請しない又は完了確認
の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認
められた土地（第3号）
- ④ 中間検査を申請しない土地の形質変更に関する工事が施
行された土地（第4号）

(2) 命令可能な相手方

- ① 当該土地の所有者
- ② 当該土地の管理者
- ③ 当該土地の占有者
- ④ 当該工事主

なお、土地所有者等の同意なく盛土等に関する工事が施行された場合であっても、盛土等に伴う災害を防止するため、土地

所有者に対して、土地使用禁止命令及び土地使用制限命令を行う場合があります。

5 「3 工事施行停止命令・災害防止措置命令」と「4 土地使用禁止命令・土地使用制限命令・災害防止措置命令」の監督処分の使い分け

「3 工事施行停止命令・災害防止措置命令」の監督処分は「現に行われている工事」を、「4 土地使用禁止命令・土地使用制限命令・災害防止措置命令」の監督処分は「既に工事が施行された土地」を対象とします。

工事が中断されている場合や工事が中断されているか否か不明確な場合において、工事主等を確知できないとき、又は工事主等を確知したが、工事が再開される見込みがないときは、既に工事が施行されたものと整理し、「4 土地使用禁止命令・土地使用制限命令・災害防止措置命令」の監督処分を行います。

6 緊急の工事施行停止命令（法第20条第4項、第39条第4項）

(1) 要件

① 「3 工事施行停止命令・災害防止措置命令（法第20条第2項各号、第39条第2項各号）」のうち、工事の施行の停止を命じようとする場合であること

② 緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないと認められるときであること

「緊急の必要」とは、弁明の機会を与えることができないほど切迫している状態であり、災害防止のため緊急に工事施行停止が必要な場合をいいます。

例えば、以下のような場面には、「緊急の必要」があると認められます。

- ・現に技術的基準に違反しており、盛土等が崩壊するおそれがある場合
- ・施行中の盛土等に、ひび割れや小規模な崩壊等が確認される場合
- ・弁明の機会を付与している間、工事が進行すれば、盛土等が崩壊するおそれがある場合
- ・降雨等が予見され、盛土等が崩壊するおそれがある場合

③ 法第20条第2項、第39条第2項に規定する工事に該当することが明らかな場合であること

(2) 命令可能な相手

- ① 当該工事主
- ② 当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）
- ③ 現場管理者
- ④ 工事従事者（上記①～③の者が現場にいないとき。）

7 行政代執行（法第20条第5項、第39条第5項）

行政代執行法第2条は、行政代執行の要件として、①他の手段によってその履行を確保することが困難であること（補充性の要件）及び②不履行を放置することが著しく公益に反すると認められること（公益性の要件）を挙げていますが、法では、法第20条第5項第1号から第3号まで、法第39条第5項第1号から第3号までに定める要件を満たしている場合には、代執行可能として、行政代執行法の特例を定めています。

具体的な内容は、以下の表のとおりです。

表1-16-2 行政代執行の要件

行政代執行の種類	要件	補足事項
（参考） 一般代執行 （行政代執行法第2条）	①法律に基き行政庁により命ぜられた行為について ②義務者がこれを履行しない場合 ③他の手段によってその履行を確保することが困難であり（補充性の要件） ④その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき（公益性の要件）	・一般法においては、③補充性の要件や④公益性の要件に該当するか、行政の判断が必要
緩和代執行 （本法第20条第5項第1号 〔法第39条第5項第1号〕）	①災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた者が ②-1期限までに措置を講じないとき ②-2措置を講じても十分でないとき ②-3措置を講ずる見込みがないとき	・行政代執行法第2条の特例として、①及び②-1～②-3のいずれかを満たす場合には、行政代執行が可能 ※「①災害防止措置を講ずべきことを命令」していることをもって、補充性の要件や公益性の要件に該当 ※②-1～②-3のいずれかを満たす場合には、行政代執行法の「②義務者がこれを履行しない場合」の要件に該当
略式代執行 （本法第20条第5項第2号 〔法第39条第5項第2号〕）	①災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において ②過失がなくて当該災害防止措置を命ずべき者を確知することができないとき	・行政代執行法第2条の特例として、十分な調査を行っても命ずべき者を特定することができないときは、相当の期間を定めて、あらかじめ公告することで、行政代執行が可能
特別緊急代執行 （本法第20条第5項第3号 〔法第39条第5項第3号〕）	①緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において ②災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき	・行政代執行法第2条の特例として、①「直ちに災害防止措置を講じなければ、人命に影響を及ぼすような重大な災害が発生するおそれがある場合」で、②「命令を発出し、命令を受けた者が履行期限までに災害防止措置を講ずることを待っている、その重大な災害が発生するおそれや災害の発生を防止することが困難になる場合」には、命ずべき者に命令することなく、行政代執行が可能

8 行政代執行費用の負担（法第20条第6号、第39条第6号）

災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、これに要した費用について、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができます。費用を負担させる場合には、当該工事主等又は土地所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示します。

9 行政代執行費用の徴収（法第20条第7号、第39条第7号）

費用の徴収については、行政代執行法第5条の規定が準用されています。

そのため、費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもってその納付を命じなければなりません。